

より良い保育をめざして

津山市公立保育所将来計画

【第8次津山市行財政改革実行計画を受けて】

平成20年3月

目 次

1、策定にあたって	… 2
2、保育所の現状と課題	… 3
1) 津山市の保育の特徴	
2) 園児の入所状況	
3) 施設の老朽化	
3、公立保育所の果たしてきた役割と課題	… 5
1) 公立保育所の果たしてきた役割	
2) 園児数の減少と施設の老朽化	
3) 保育体制についての課題	
4、民間委託の検討	… 7
1) 運営形態の視点	
2) 保育サービスの視点	
3) 保育士の人員問題	
4) 施設整備の視点	
5、将来計画	… 10
1) 計画の視点	
2) 地域別計画	
6、将来計画を進めるにあたって	… 14
1) 保育の「質」の確保	
2) 園児への影響を最小限に抑える努力	
3) 保護者や地元関係者の理解	
4) 幼稚園との連携	
5) より良い保育をめざして	
・ 用語・内容解説資料	… 16
・ 資料	

1、策定にあたって

津山市は平成17年2月に1市3町1村が合併し、新生「津山市」として出発した。保育所も合併によりこれまでの23保育所（公立1、私立22）から31保育所（公立8、私立23）となった。運営形態も旧津山市では私立保育所（※1）が中心であるのに対し、加茂・勝北・久米地域では公立保育所（※2）が中心の状況である。

近年、女性の社会進出に対する意識変化や、経済情勢の変化などによる共働き家庭の増加などにより保育所への入所希望者が増加し、市内中心部では一部に待機児童（※3）が生じる状況となっている。反面、加茂・勝北地域の保育所では定員割れの状況がみられる。また、久米地域の公立保育所においては、民間委託を見通した考え方もあって、保育士の採用を控えたことにより正規保育士の比重が低いことが大きな問題となっている。このような現状への対応とともに平成18年10月に施行された「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」（以下「認定こども園設置法」という。）（※4）の趣旨を踏まえての保育環境の研究・検討も求められている。

合併に伴う津山市新市建設計画（※5）、また平成18年度に策定された津山市第4次総合計画（※6）では、勝北地域の4保育所を統合する勝北統合保育所建設事業と久米地域の倭文保育所の新築移転事業が主要事業として位置づけられており、既に、勝北統合保育所は平成21年4月開所、倭文保育所は平成22年4月開所に向けて準備が進められている。

こうした中、平成18年秋に策定された「第8次津山市行財政改革実行計画」（※7）において「民間にできることは民間に」を基本に公立保育所についても民間委託を検討し、平成19年度中に結論を出すことになっている。

このような津山市の公立保育所を取り巻く環境の変化、問題点と課題に対応するため「津山市公立保育所将来計画」を策定した。

本計画は公立保育所の統合、再編、民間委託など機能面での将来計画である。

保育所、幼稚園、未就園児まで含めた幼児教育のあり方については今後、さらに検討を行っていく。

2、保育所の現状と課題

1) 津山市の保育の特徴

昭和40年代、保育需要が高まる中、旧津山市（以下「津山地域」という。）では、政策的に私立保育所の整備支援を行ってきたことから、私立保育所が保育の大きな役割を担ってきた。現在、通常保育のほか各種の特別保育事業（※8）にも私立保育所を中心に積極的に取り組み、多様化する保育需要に応えている。

本市では平成8年度に、平成12年度を目標年次とする「津山市エンゼルプラン」を策定し、保育サービスや子育て支援などの施策を推進してきた。

また、平成12年度には多様な保育サービス、出産や育児に対する不安、児童虐待などの新たな課題に対応するため「つやま市新エンゼルプラン」を、平成16年度には「津山市子育て支援行動計画」を策定、この中で特別保育事業の目標値を掲げその実施を図ってきた。

現在、一時保育事業（※8）は13保育所で、休日保育事業（※8）は3保育所で実施している。子育て支援センター事業（※8）は2公立保育所と1私立保育所で実施している。また、津山地域では延長保育事業（※8）、乳児保育事業（※8）、地域活動事業（※8）などはすべての保育所で実施している。平成19年度より始まった病児・病後児保育事業（自園型）（※8）も11私立保育所で実施している。（資料3参照）

社会環境の変化により家庭や地域における子育て機能が低下し、子育てに対する不安や負担感が増大する中で、保育所は地域の身近な子育て支援施設としての役割がますます高まっており、更なる機能の充実が求められている。

2) 園児の入所状況

平成18年4月1日時点の保育所入所児童数は定員2,940人に対し、3,043人、103.5%の入所率であるが、内津山地域では定員2,310人に対し2,630人、113.9%の入所率となっている。入所希望者は年々増加しており、特に市内中心部において増加が顕著であり、平成19年度には初めて保育所入所待機児童が生じる状況となった。乳幼児人口に占める入所児比率は平成18年4月1日現在で46.4%となっており、入所児比率は年々増加している。（資料1の表③参照）反面、旧町の公立保育所については、定員に達しないところがある。

一方、幼稚園は公立幼稚園が14園あるが、定員に対する入園率は29.3%、私立幼稚園3園を加えても定員に対する入園率は41.8%にとどまっている。乳

幼児人口に対する入園児比率は 13.9%となっている。(資料1の表④参照)

また、勝北地域、久米地域には幼稚園がなく、保育所が幼稚園機能を担っている。

平成 18 年秋には認定こども園設置法が施行された。幼稚園も含めた、乳幼児保育・教育のあり方、施設の適正配置が今後の課題となっている。

3) 施設の老朽化

津山市内の私立保育所の多くは築後 30 年近く経過し、老朽化が進んでいる。また、一時保育を実施するための保育室の増築などが課題となっている。

保育所に関する国の施設整備補助制度は、これまで国が 1 / 2、県が 1 / 4 の補助を行っていたが、平成 17 年度から次世代育成支援交付金制度 (※9) となり、県の 1 / 4 補助が市町村に振り変わったため、市の負担が増大することとなった。このため、今後は計画的な整備が必要となっている。

公立保育所についても、民間と同様に老朽施設があり、施設の改修を契機とした保育所統合の実施のほか、認定こども園の導入についても研究・検討していく必要がある。

3、公立保育所の果たしてきた役割と課題

1) 公立保育所の果たしてきた役割

市内 8 公立保育所は、地域ごとに特徴を有しながらその役割を果たしてきた。

津山地域では公立保育所は一宮保育所のみであったが、障害のある児童やその疑いのある児童の受入れを始め子育て支援センターの開設など、公立保育所の特徴を活かした取組みを行い、私立保育所をリードしてきた。

勝北地域の 4 つの保育所については旧村毎に設置された歴史を持ち、それぞれ小学校とも連携を図り、幼稚園がない中で地域の乳幼児保育・教育を担ってきた。

久米地域においては平成 11 年に地域の 3 つの保育所を統合し、久米保育所を開設、倭文保育所との 2 保育所となっている。勝北地域と同じく、幼稚園がない中で地域の乳幼児保育・教育を担ってきた。

加茂地域には公立公郷保育所と私立加茂保育園、公立加茂幼稚園がある。公郷保育所では年長組になると加茂幼稚園に全員転園し、加茂幼稚園では預かり保育を行うなど公立保育所、私立保育所、公立幼稚園がそれぞれの役割分担と連携をしながら地域の乳幼児保育・教育を担ってきた。

なお、阿波地域は公立保育所がなく、公立阿波幼稚園のみであるが、3才児の受入れを行っており、幼稚園が幼児教育・保育の拠点としての役割を果たしてきた。

2) 園児数の減少と施設の老朽化

公立保育所は地域ごとに乳幼児保育・教育の拠点としての役割を果たしてきたが、近年の少子化の中で、一宮保育所を除いた保育所について定員割れの状況が生まれている。特に勝北地域の 4 保育所、加茂地域の公郷保育所について園児数減少が続いている。

また、久米保育所を除いて築後 30 年近く経過し、老朽化が進んでいる。現在、平成 21 年 4 月の開設を目指して勝北地域の 4 保育所を統合する勝北統合保育所の建設を進めている。また、久米地域の倭文保育所についても平成 22 年 4 月の開設を目指して移転新築の準備を進めている。

今後、入所希望者が増加している一宮保育所の移転新築が大きな課題となっている。

3) 保育体制についての課題

久米地域の公立保育所においては民営化を見通した考え方もあり、嘱託保育士・臨時保育士の比重が高い状況となっている。

嘱託保育士は週 35 時間の勤務の制限があり、ローテーションを組んで保育をせざるを得ない状況がある。また、臨時保育士は 1 年以上の継続雇用ができない制限があり、保育経験の蓄積、保育の連続性の確保が難しい状況になっている。

4、民間委託の検討

平成 18 年秋に第 8 次津山市行財政改革実行計画が策定され、「民間にできることは民間に」を基本に業務の民営化を検討する中で、公立保育所についても平成 19 年度中に民間委託について結論を出すことになっている。

このため平成 18 年 12 月、庁内に副市長をトップとする「津山市立保育所あり方検討会」(※10)を組織し、この間検討を行ってきた。

1) 運営形態の視点

資料 2 に園児 1 人当りの運営費単価(※11)(以下「保育単価」という。)の比較を掲げる。

津山市の公立保育所の平均保育単価は 934 千円/年、私立保育所の平均保育単価は 916 千円/年となっており、公立と私立との差はあまりない。宝塚市や岡山市と比べても津山市の公立保育所はかなり低い保育単価となっている。通常、公立保育所は私立保育所の 1.5 倍と言われ、民間委託により経費削減効果が見込まれるが、津山市においては既に私立保育所と同水準近くまで保育単価が下がっている。

この要因としては、資料 5 の保育士の配置構成のとおり、津山市では嘱託・臨時保育士の割合が 6 割となっており、岡山市、倉敷市、笠岡市などの他市と比べても高い割合となっている。

保育単価については日本原保育所、公郷保育所、広戸保育所など、園児数の少ない保育所で高くなっており、運営経費の面から適正規模とすることが必要である。この内、勝北地域の日本原保育所、広戸保育所については、他の 2 保育所とともに統合され、勝北統合保育所となることとなっている。

2) 保育サービスの視点

資料 3 に津山市内の保育所の特別保育事業の実施状況を掲げる。

公立保育所では、朝の開所時間が一宮保育所を除いて午前 7 時 30 分からとなっている。私立保育所と一宮保育所は 7 時開所となっている。また、土曜日についても、一宮保育所、久米保育所、倭文保育所以外の公立保育所は午後閉所している。

延長保育事業、乳児保育事業、地域活動事業はすべての私立保育所で実施しており、公立保育所でもほとんどの保育所で実施している。ただし、乳児保育

事業については勝北地区では、日本原保育所のみで実施しており、拠点的受入れを行っている。また、一時保育事業は私立 12、公立 1 保育所で、休日保育事業は私立 3 保育所で実施している。津山市の特別保育事業の実施率は県下でも高く、私立保育所を中心とした熱心な取組の成果といえる。

子育て支援センター事業は一宮保育所、久米保育所の公立 2 保育所と私立 1 保育所で実施している。一宮保育所では平成 5 年度から実施、久米保育所も合併前の平成 11 年度から実施しており、地域の子育て支援の拠点として公立保育所がその役割をリードしてきた。

障害児保育については公立保育所では入所申込みがあれば可能な限り受入れを行い、障害児が入所する際、保育士を 1 名加配し対応している。私立保育所でも積極的受入れを行っているが、私立へ障害児が入所する場合の加配補助は従来の国庫補助から平成 15 年度に一般財源化され、またその基準額も充分でない状況となっている。

このように、特別保育事業においては私立保育所が率先的に実施し、私立保育所において困難な部分、また、子育て支援センターなど広域的な取組が必要な部分の役割を公立保育所が果たしてきており、今後、民間委託に際してもこうした視点が必要である。

3) 保育士の人員問題

資料 4 に津山市の公立保育所の年齢別保育士構成を掲げる。

公立保育所の正規保育士の年齢構成は 50 歳代が 53% (32 人中 17 人)、28 歳～36 歳が 41% (32 人中 13 人) となっており、この 2 つの世代に集中している。今後 10 年間に 50 歳代の保育士は退職するため、後継者の確保が課題である。

さらに、津山市は他市に比較しても正規保育士の割合が低い状況がある。(資料 5 参照) 特に久米地域の保育所は 20% 台で、保育体制の充実を図ることが緊急の課題となっている。

行財政改革を進めている現在の状況では新たな大量の正規保育士の確保は難しく、運営の民間委託を順次進め、正規保育士の集中化を図ることが必要である。民間委託を進めるにあたっては、現在の非正規保育士の継続雇用を条件とし、保育の継続が図られるよう配慮することも必要である。

4) 施設整備の視点

施設の老朽化に対応するため平成 21 年4月に勝北統合保育所を、平成 22 年 4 月には倭文保育所を移転新築し、開設する予定で事業を進めている。

勝北統合保育所、倭文保育所の新築整備の後は、一宮保育所の新築移転が課題となる。一宮保育所の新築移転においては PFI (※12) など建設においても民間活力を活用する事業手法の検討も必要である。

5、将来計画

1) 計画の視点

津山市の保育は私立保育所が大きな比重を担ってきた。民間であることで、保護者のニーズにもすばやく対応でき、特別保育事業の充実を図ることができた。

一方、公立保育所は障害児保育事業や子育て支援センター事業など民間では取り組みにくい課題に取り組み、私立保育所と公立保育所がお互いに刺激、連携し合う中で保育の充実を図ってきた。公立保育所の将来の運営にあたっては、このような津山市の保育の特徴を更に発展させる視点で取り組む。

民間委託については、一般に公立保育所の運営単価が私立保育所に比べ高く、経費削減を主な目的として実施される。しかし、津山市の場合、嘱託・臨時保育士の割合が高いため、経費削減効果もあるが、保育の継続の確保、特別保育事業の充実を主目的に実施する。民間委託の方式は業務委託方式（※13）とし、公立保育所としての管理責任を果たしつつ、運営に民間のノウハウを活かしていく。また、障害児保育事業など民間では取り組みにくい課題についても対応していく。

認定こども園については、幼稚園のない勝北地域、久米地域での導入が考えられるが、幼稚園との保育料の整合などの課題がある。現在、国においても制度の改善が検討されている。津山市では、この間、津山市教育委員会において「津山市立幼稚園あり方検討委員会」（※14）を設置し、公立幼稚園のあり方について検討を行ってきた。その後、平成20年2月には保育所・幼稚園を含めた津山市の幼児教育のあり方について検討を行う「津山市幼児教育検討委員会」（※15）が設置された。この検討委員会の中で、認定こども園の導入について検討を行う。

2) 地域別計画

津山市の場合、地域毎に保育の課題が異なっており、それぞれの地域事情に合わせた対応が必要となっている。

ア) 勝北地域（公立保育所4園、幼稚園なし）

現在、勝北地域の4園を統合する勝北統合保育所を平成21年4月開設に向けて建設を進めている。

勝北統合保育所では、既に実施している延長保育事業や乳児保育事業、障害児保育事業に加え、土曜の午後の開設、子育て支援センター事業や一時保育事業を実施し、保育に欠ける児童のみならず、すべての就学前児童とその保護者を対象とした幼児教育・子育て支援の拠点的作用を果たし、対象地域も勝北地域を含めた津山市東部とする。

統合後の運営については、統合と民間委託を同時に実施することによる子ども達への影響も配慮し、当面は公営とし、統合後 3 年を目途に運営の民間委託を行う。

民間委託については、保育所が保育の役割の他、地域の幼児教育の拠点（幼稚園）として発展してきた歴史があり、そういった経過も踏まえ、十分に保護者や地域関係者に説明し、理解と合意を得て実施する。

イ) 久米地域（公立保育所 2 園、幼稚園なし）

久米地域の久米保育所、倭文保育所については、合併前の旧久米町において正規保育士の採用を控えてきた経過がある。民間委託については公には論議されてこなかったが、民間委託を想定した保育士の配置となっている。

保育士の継続雇用など保育環境の改善のため、早急な対応が必要であり、久米保育所については平成 21 年度に、また、倭文保育所については平成 22 年度の新築移転時に運営の民間委託を行う。

久米保育所については、現在、通常保育に加え、延長保育事業、乳児保育事業、土曜の午後の開設、さらには子育て支援センター事業、一時保育事業に取り組み、久米地域の子育て支援の拠点的作用を果たしており、今後とも民間のノウハウを活かしながら更に発展させていくこととする。

倭文保育所についても通常保育に加え、延長保育事業、乳児保育事業、土曜の午後の開設などを実施しており、今後とも民間のノウハウを活かしながら更に発展させていくこととする。

なお、久米地域においても実施にあたっては、保育所が保育の役割の他、地域の幼児教育の拠点（幼稚園）として発展してきた歴史があり、そういった経過も踏まえ、十分に保護者や地域関係者に説明し、理解と合意を得て実施する。

ウ) 加茂・阿波地域（公立保育所 1 園、私立保育所 1 園、公立幼稚園 2 園）

加茂地域では私立保育所、公立保育所、公立幼稚園がそれぞれの役割分担と連携をしながら地域の乳幼児保育・教育を担ってきたが、園児数の減少により

そのあり方の検討が必要となっている。

公立公郷保育所においては5歳になると全員が加茂幼稚園に転園する実態があり、加茂幼稚園では、預かり保育を実施している。こういった状況から、公郷保育所と加茂幼稚園の統合、認定こども園の導入について関係機関と協議を行う。

阿波地域は阿波幼稚園のみである。3才児の受入れ、預かり保育を行っている。保育に欠ける児童は加茂地域、津山地域の保育所に入所している。今後、新たな保育所の設置は行わず、現行の体制で子育て支援に取り組む。

工) 津山地域

(公立保育所1園、私立保育所22園、公立幼稚園12園、私立幼稚園3園)

津山地域では近年、保育所入所希望者が増加しており、平成19年度は1歳児、2歳児について初めて待機児童が生じた。市内中心部から北部一宮地区にかけての希望者が急増しており、この対策が急務となっている。

反面、公立幼稚園、私立幼稚園の一部では定員割れの状況となっている。

対策としては、①保育所の定員枠の拡大、②幼稚園での3歳児の受入れ、預かり保育の実施、③幼稚園の認定こども園の取組、などの方法が考えられる。

①保育所の定員枠の拡大

保育所においては平成10年2月13日付け、厚生省児童家庭局保育課長通知「保育所への入所の円滑化」により4月時点で定員の115%、5月以降10月までは定員の125%、それ以降は125%以上の受入れを行うことが可能となった。津山地域の私立保育所においては既にほとんどの施設で定員を超えて受入れを行っている。定員枠も平成19年度は平成14年度に比べ、155名分拡大されている。待機児童解消のため施設の基準面積に余裕のある保育所に対しさらに定員枠の拡大を働きかけていく。

公立の一宮保育所については定員の115%の受入れを行っているが、施設基準面積からこれ以上の定員枠の拡大は困難である。

一宮保育所については施設の老朽化、保育需用の増加などの状況からできる限り早い移転新築が必要となっており、その際に定員枠の拡大を図っていく。整備運営に当たってはPFI方式など民間活力の導入の検討も必要である。

②幼稚園での3歳児の受入れ、預かり保育の実施

津山市の私立幼稚園では既に3歳児の受入れ、預かり保育を実施している。

公立幼稚園では阿波幼稚園で3歳児の受入れ、預かり保育を、加茂幼稚園で預かり保育を実施しているが、津山地域の園では実施していない。津山市教育委員会では、この間「津山市立幼稚園あり方検討委員会」を設置し、公立幼稚園の再編、3歳児の受入れなどについて検討を行い、一定の方向性を出したところであり、今後、その具体化が求められる。

③幼稚園の認定こども園の取組

認定こども園設置法が施行され、保育所において幼稚園機能が、幼稚園においては保育所機能が付加できることになった。また、保育所、幼稚園の連携型も認定こども園として認定されることとなった。

津山地域には3園の私立幼稚園がある。園によっては定員割れの状況もあるが、既に3歳未満児の受入れを行っている園もある。

今後、私立幼稚園と認定こども園について情報交換を行っていく。

幼稚園の認定こども園の取組については平成20年2月に発足した「津山市幼児教育検討委員会」の中で検討を行う。

6、将来計画を進めるにあたって

1) 保育の「質」の確保

民間委託にあたっては、利便的なサービスの拡大以上に子どもの最善の利益が優先されていること、国の保育指針に示される一人ひとりの子どもの発育を尊重し、支援する保育が実行できるなど、保育の「質」の確保を重視する。

2) 園児への影響を最小限に抑える努力

統合や運営の民間委託などを行う際は、園児への影響を最小限に抑える努力を行う。そのため、行事の継続や一定期間の引継ぎ期間を設けることなど保育内容の継続を図ることについても十分配慮する。また、委託先を早期に決定し、保護者への情報提供を行う。

3) 保護者や地元関係者の理解

勝北地域の統合保育所の建設、久米地域の倭文保育所の新築移転など津山市の公立保育所の整備は既に始まっている。統合、移転、運営の民間委託などを行う際は、保護者や地域の関係者への情報公開と丁寧な説明により理解と合意を得ながら進める。

特に、民間委託を進めるにあたっては保育の「質」の確保や園児への影響を最小限に抑える視点などを盛り込んだ「民間委託のガイドライン」(※16)を保護者などと意見交換する中で策定し、理解と民間委託における不安を少なくする努力を行う。

3) 幼稚園との連携

国においては平成 18 年、認定こども園設置法が施行され、今後、ますます幼稚園と保育所の一元化の方向が進んでいくものと考えられる。

津山市においても平成 20 年 2 月には保育所、幼稚園、未就園児を含めたすべての幼児について幼児教育の視点で、そのあり方について検討を行う「津山市幼児教育検討委員会」が発足した。さらに平成 20 年度より機構改革により「こども保健部」を新たに新設、この中で保育所と幼稚園の業務を一体的に進めていくこととなった。

今後も、幼稚園との連携を図りながら本計画を進めていく。

4) より良い保育をめざして

保育所の統合、再編、民間委託などは、より良い保育を実現するための手段であり、それ自体が目的化しないことが大切である。

常に、より良い保育をめざすという視点で本計画を進めていく。

【用語・内容解説】

(※1) 私立保育所

社会福祉法人などが設置・運営している認可保育所。津山市では、31 保育所の内、23 保育所が私立保育所。保育所への入所決定は津山市が行い、保育料の徴収も津山市が行う。保育所には年齢別入所児童数に応じて運営費を支払う仕組みとなっている。

(※2) 公立保育所

市が設置・運営している認可保育所。津山市では、31 保育所の内、8 保育所が公立保育所。合併によりこれまで一宮保育所のみだったのが、8 保育所となった。

(※3) 待機児童

保育所の入所要件には該当しているが、保育所に入れない児童のこと。国の基準では、保護者の希望する保育所が一杯の場合でも、通常の交通手段で、自宅から 20 分～30 分未満で登園でき、入所可能な保育所がある場合は待機児童には含めない定義となっている。

(※4) 認定こども園設置法

就学前の教育・保育を一体としてとらえ、一貫して提供する仕組みとして平成 18 年 10 月に制定された。保育所において幼稚園機能が、幼稚園においては保育所機能が付加できることになった。また、保育所、幼稚園の連携型も認定こども園として認定されることとなった。

(※5) 津山市新市建設計画

合併による新市のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的に策定。平成 17 年度～26 年度までの計画。主要事業の中に勝北統合保育所建設事業、倭文保育所整備事業が計画されている。

(※6) 津山市第 4 次総合計画

平成 18 年に策定された津山市の総合計画。平成 18 年度～27 年度の 10 年計画。基本計画の 1 つの柱に「子育て支援と健康福祉の充実」が掲げられ、前期実施事業（平成 18 年度～平成 20 年度）に勝北統合保育所建設事業、倭文保育所移転新築事業が計画されている。

(※7) 第8次津山市行財政改革実行計画

平成18年10月に第8次津山市行財政改革の大綱が策定された。その中で「民間にできることは民間に」の基本的な考え方が示された。それを受け、「第8次津山市行財政改革実行計画」が策定された。実行計画の中では、公立保育所の民間委託について平成19年度中に結論を出すことになっている。

(※8) 特別保育事業

保育所で実施している、延長保育事業、一時保育事業など通常保育以外の事業の総称。

- ・一時保育事業：親が病気やリフレッシュなどの際に一時的に児童を預かる事業。
- ・休日保育事業：休日に仕事などで保育に欠ける場合、児童を預かる事業。
- ・子育て支援センター事業：子育て相談、子育てに関する各種講演会の開催、子育てサークルの育成など、地域の子育てを支援する事業
- ・延長保育事業：通常保育の時間外の早朝、夕方に園児を預かる事業。夕方の延長保育を依頼する場合は、保育料とは別に保護者負担金が必要。
- ・乳児保育事業：ゼロ歳児を預かる事業。津山市ではおおむね2ヶ月から保育を行っている。
- ・地域活動事業：地域のお年寄りとの交流や園庭を開放し親子が交流する事業。
- ・病児・病後児保育事業（自園型）：保育所に看護師を配置し、保育所に通う児童が保育中に体調不良となり、保護者が直ちに迎えに来られない場合に、児童を継続的に預かる事業。

(※9) 次世代育成支援交付金

平成17年度より、保育、子育て支援に関する国の補助金制度が「次世代育成支援交付金」制度に変わった。施策の実施状況などをポイント化し、そのポイントに応じて国から交付金が支給される仕組み。特別保育事業などのソフト交付金と、保育所の施設整備などのハード交付金がある。

(※10) 津山市立保育所あり方検討会

第8次津山市行財政改革実行計画を受け、公立保育所の統合、再編、民間委託などの検討を行う、市の行政内部検討会。副市長、福祉健康部長、社会福祉事務所長、行財政改革推進室長、福祉健康部関係課職員、教育委員会関係課職員、各公立保育所長などで構成。平成18年12月より7回の検討会を開催、「津山市公立保育所将来計画」の取りまとめを行った。

(※11) 園児1人当たりの運営費単価

平成17年度決算額を入所児童数で除して算出した単価。

(※12) PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(※13) 業務委託方式

設置、管理は津山市が行い、運営について社会福祉法人などの民間に委託する方式。公立としての責務を果たしつつ、運営に民間のノウハウを活かしていくことができる。

(※14) 津山市立幼稚園あり方検討委員会

公立幼稚園の適正配置、集団教育における1学級の適正人数、3年保育や預かり保育などの検討を行う、市の行政内部検討会。市民アドバイザー、公立幼稚園長及び幼稚園教諭の代表、福祉健康部職員、教育長、教育次長、教育委員会関係課の職員などで構成。平成19年7月より8回の検討会を開催、平成20年1月に「津山市立幼稚園のあり方について（まとめ）」を取りまとめた。

(※15) 津山市幼児教育検討委員会

保育所、幼稚園、未就園児を含めたすべての幼児について幼児教育の視点で、そのあり方について検討を行う検討委員会。学識経験者や保育所、幼稚園関係者など外部委員や行政関係者16名で構成。平成20年2月6日の第1回検討委員会では、市長より委嘱状の交付、諮問を行った。今後約1年をかけて検討を行い、答申を行う予定。

(※16) 民間委託のガイドライン

民間委託の方法、委託法人の選定方法、委託に際して行事の継続や一定期間の引継ぎ期間を設けることなど保育の継続に関することなどを定めたガイドライン。ガイドラインに基づき、民間委託における影響を可能な限り少なくする。